

8-2 観光・交流資源の状況

■ 多様な観光・交流資源が分布している

本市には、国指定天然記念物（名勝）に指定されている志布志麓庭園などの歴史・文化資源、亜熱帯性植物に覆われ国指定記念物（天然記念物）に指定されている枇榔島などの自然・景観資源、宿泊施設や文化・スポーツ・観光施設など多様な観光・交流資源が市全域に分布しています。

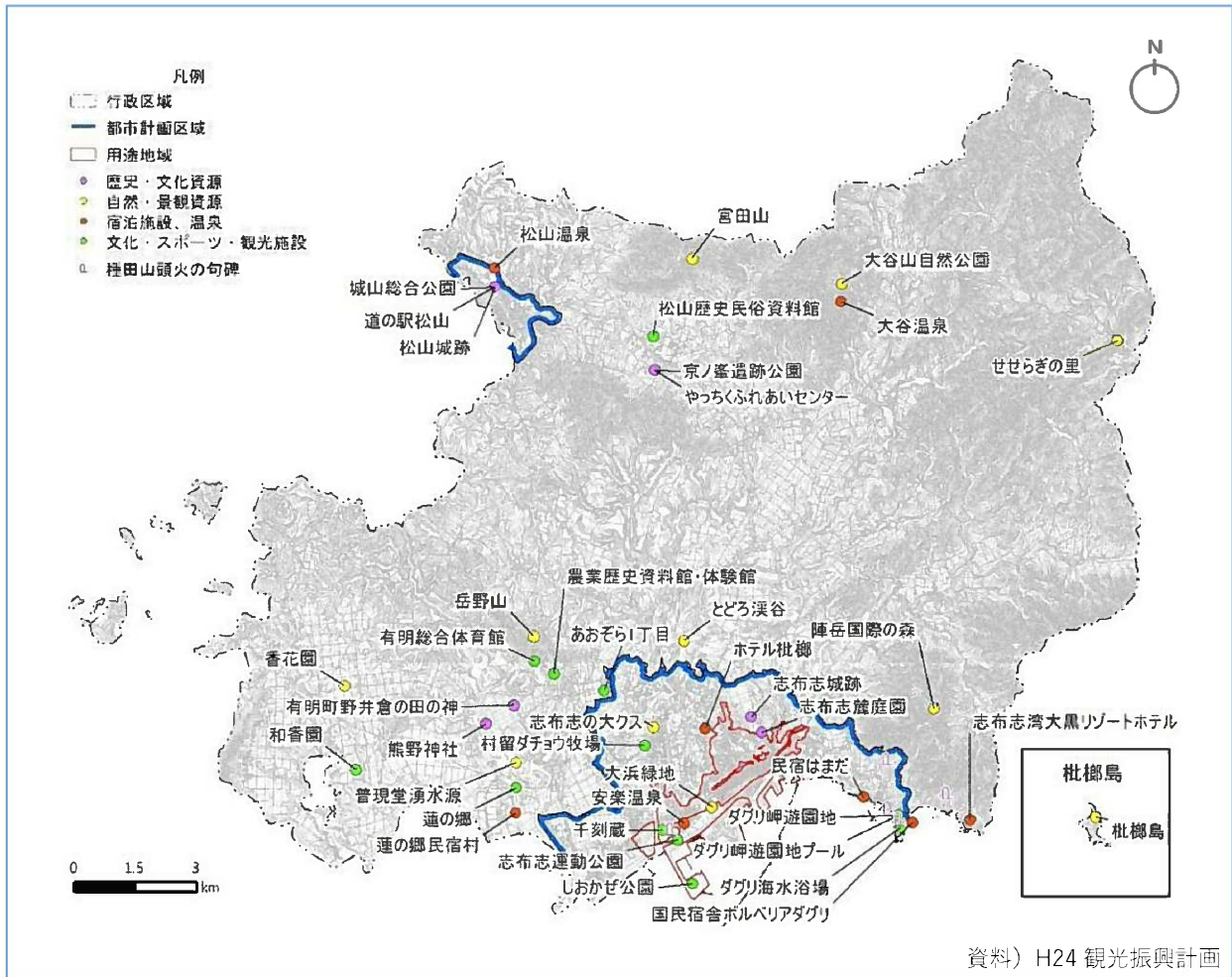


図 観光・交流資源の状況

8-3 自然環境・景観の状況

- 海岸や河川、農地、山林などの自然景観
- 志布志城跡や志布志麓庭園などの歴史・文化的な景観
- 建築物・構造物の集積による市街地景観

本市では、日南海岸国定公園に指定されている海岸域や市の大部分を占める農地・山林などによる自然景観、国指定文化財である志布志城跡や志布志麓庭園など歴史文化的な景観、住宅地・商業地・工業地など建築物・構造物の集積により形成される市街地景観がみられます。

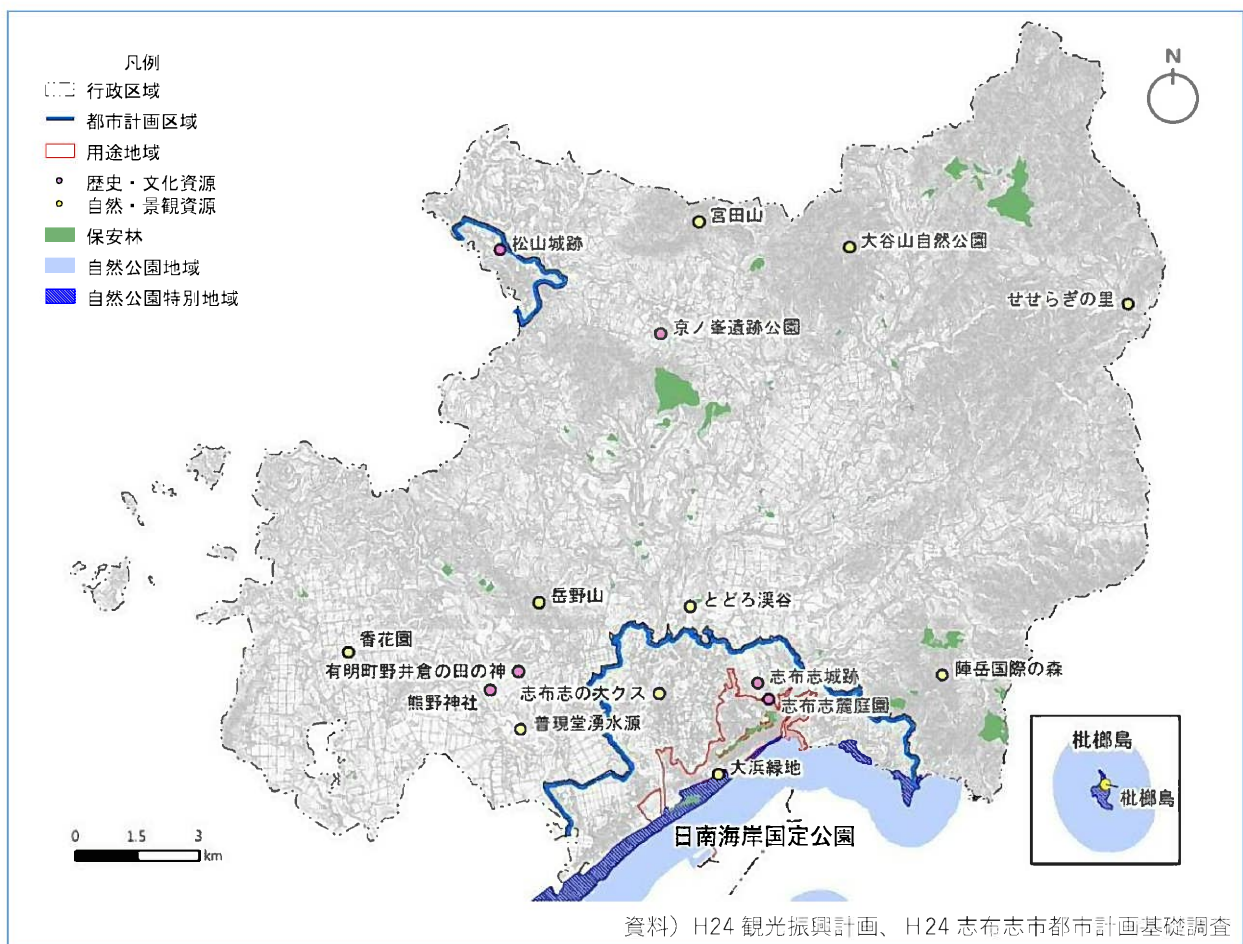


図 自然環境・景観の状況

8-4 災害危険箇所の状況

- 河川沿いや台地と湾岸部の境は土砂災害の危険性が高い
- 沿岸部は、津波による浸水が想定されているエリアも存在

市の全域に、急傾斜地法による急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害防止法による土砂災害警戒区域が指定されています。特に河川沿いや台地と湾岸部の境などに多くなっています。

また、沿岸部では津波による浸水が想定されているエリアも存在しています。

8-4-1 急傾斜地警戒区域・土砂災害警戒区域等の状況

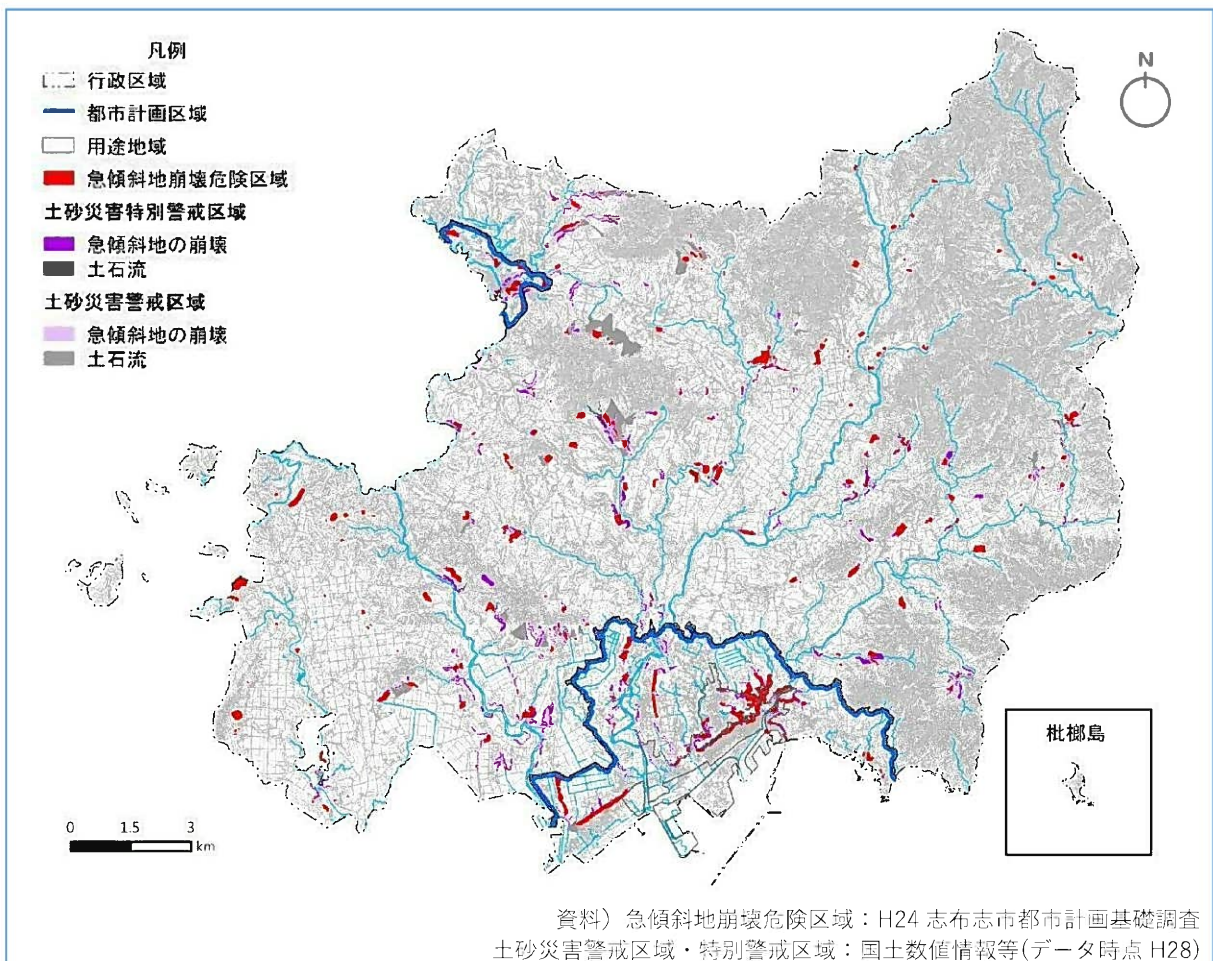


図 災害危険箇所の状況

8-4-2 津波浸水想定 of 状況



資料:平成 28 年度 志布志市津波・河川浸水予測及び避難困難区域設定業務報告書(H29.3.17)

図 津波浸水想定(志布志地区)



資料:平成 28 年度 志布志市津波・河川浸水予測及び避難困難区域設定業務報告書(H29.3.17)

図 津波浸水想定(夏井地区)

第2章 上位・関連計画

1 上位関連計画との関係

志布志市都市計画マスタープランは、市の最上位計画である第2次志布志市総合振興計画（H29.3策定）や、鹿児島県が定める区域マスタープランなどに即して、市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

また、総合計画に即して策定された他分野別計画や周辺市町村も含んだ広域的な計画との整合にも留意する必要があります。

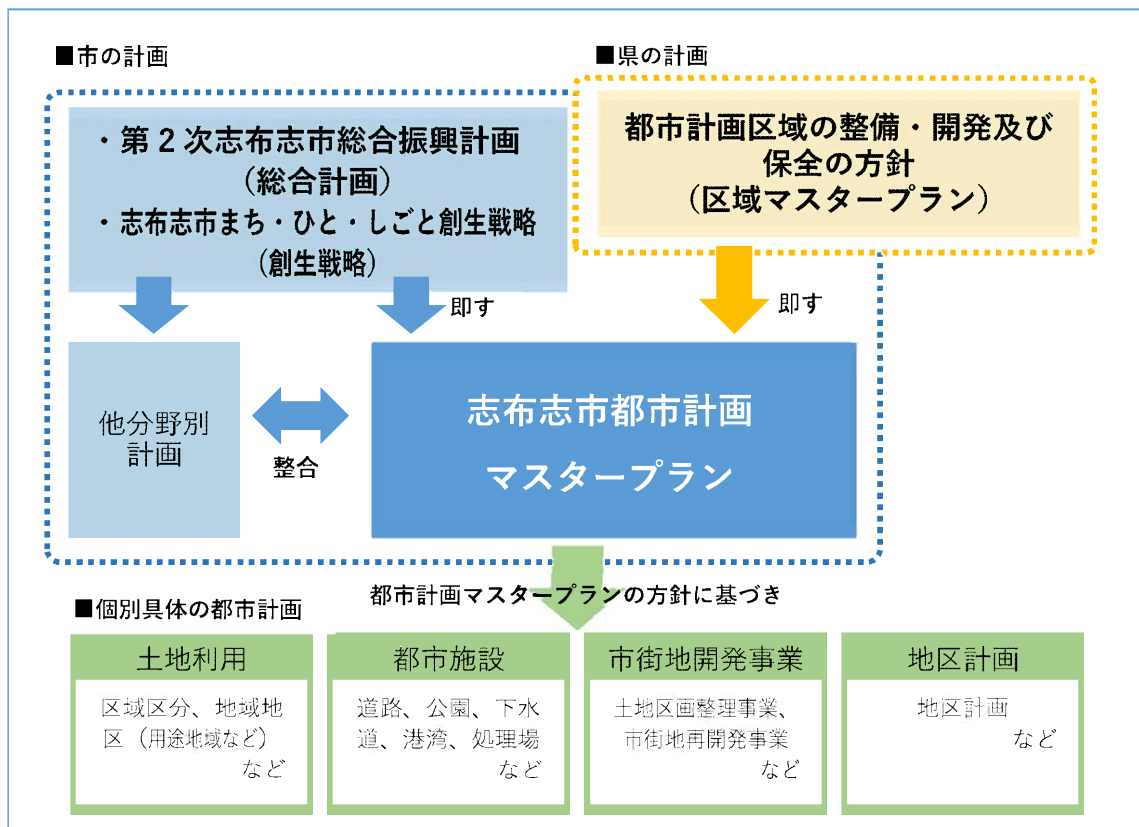


図 都市計画マスタープランの位置づけ

	<ul style="list-style-type: none">・市民による環境保全・環境美化活動への支援・生活排水の適正な処理の推進・水資源の保全・生物多様性の保全 <p><u>個別目標 2-5 誰もが安心できる災害に強いまち</u></p> <ul style="list-style-type: none">・消防・防災体制の強化・消消防用設備・機器の充実・自主防災組織の充実及び活動の促進・防災・減災対策の充実 <p>基本目標 3 <産業経済> 大地の力と海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまち</p> <p><u>個別目標 3-1 雇用が生まれ経済活動が活発なまち</u></p> <ul style="list-style-type: none">・雇用・就労の支援対策・企業誘致の推進 <p><u>個別目標 3-2 1次産業が発展し続けるまち</u></p> <ul style="list-style-type: none">・担い手の育成確保・1次産業の振興・生産基盤の整備・安心・安全な食の提供 <p><u>個別目標 3-3 商工業が発展し続けるまち</u></p> <ul style="list-style-type: none">・商工業の基盤強化・商業の振興 <p><u>個別目標 3-4 地域資源を生かした観光のまち</u></p> <ul style="list-style-type: none">・観光資源の整備、活用・PR・誘客活動の推進・「おもてなし」のまちづくり <p>基本目標 5 <教育・文化> 心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまち</p> <p><u>個別目標 5-3 文化を守り・育み・つなげるまち</u></p> <ul style="list-style-type: none">・文化芸術活動の推進と文化事業の充実・伝統文化の保存・継承及び歴史的文化遺産の保存・活用 <p>基本目標 6 <コミュニティ> 人と地域が輝く共生・協働・自立のまち</p> <p><u>個別目標 6-2 全ての人々が尊重され、市民が輝くまち</u></p> <ul style="list-style-type: none">・人権尊重啓発活動の推進・男女共同参画社会の実現に向けた取組の推進
--	--

2-2 まち・ひと・しごとこころざし創生戦略(計画期間 H28 改定)

<p>基本理念</p>	<p>“志”遊学育 ～志を持つ若者が志布志で学び育み未来を創る～</p>																																				
<p>人口推計</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本戦略に基づく各事業の実行により、平成31年度に目指す人口目標を30,000人、以降PDCAサイクルに基づく事業の見直し・実行により、平成72年度に目指す人口目標を30,000人と定める。 本推計では主に“婚活・出産・子育て支援”により自然増減目標を、“転出抑制・移住促進”により社会増減目標を定める。これ以外にも働きやすい“しごと”創出や住みやすい“まち”創出を同時に進行させることで好循環を創出し、中長期的な人口維持に寄与させる。 <p>図表 1-4-2 社人研推計と本戦略に基づく将来人口推計の比較</p> <table border="1"> <caption>図表 1-4-2 社人研推計と本戦略に基づく将来人口推計の比較</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>社人研推計人口</th> <th>本戦略に基づく推計人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成22年(2010)</td><td>31,032</td><td>31,032</td></tr> <tr><td>平成27年(2015)</td><td>31,314</td><td>31,408</td></tr> <tr><td>平成32年(2020)</td><td>29,652</td><td>30,389</td></tr> <tr><td>平成37年(2025)</td><td>27,952</td><td>29,659</td></tr> <tr><td>平成42年(2030)</td><td>26,277</td><td>29,124</td></tr> <tr><td>平成47年(2035)</td><td>24,712</td><td>28,871</td></tr> <tr><td>平成52年(2040)</td><td>23,167</td><td>28,828</td></tr> <tr><td>平成57年(2045)</td><td>21,613</td><td>28,902</td></tr> <tr><td>平成62年(2050)</td><td>20,135</td><td>29,150</td></tr> <tr><td>平成67年(2055)</td><td>18,784</td><td>29,630</td></tr> <tr><td>平成72年(2060)</td><td>17,551</td><td>30,375</td></tr> </tbody> </table> <p>平成72年時推計人口(平成22年比) 社人研推計人口 17,551人 (-46.9%) 本戦略に基づく推計人口 30,375人 (-8.0%) ⇒ 社人研推計より約13千人増加</p>	年次	社人研推計人口	本戦略に基づく推計人口	平成22年(2010)	31,032	31,032	平成27年(2015)	31,314	31,408	平成32年(2020)	29,652	30,389	平成37年(2025)	27,952	29,659	平成42年(2030)	26,277	29,124	平成47年(2035)	24,712	28,871	平成52年(2040)	23,167	28,828	平成57年(2045)	21,613	28,902	平成62年(2050)	20,135	29,150	平成67年(2055)	18,784	29,630	平成72年(2060)	17,551	30,375
年次	社人研推計人口	本戦略に基づく推計人口																																			
平成22年(2010)	31,032	31,032																																			
平成27年(2015)	31,314	31,408																																			
平成32年(2020)	29,652	30,389																																			
平成37年(2025)	27,952	29,659																																			
平成42年(2030)	26,277	29,124																																			
平成47年(2035)	24,712	28,871																																			
平成52年(2040)	23,167	28,828																																			
平成57年(2045)	21,613	28,902																																			
平成62年(2050)	20,135	29,150																																			
平成67年(2055)	18,784	29,630																																			
平成72年(2060)	17,551	30,375																																			
<p>都市計画に係る主要な方針・施策</p>	<p>基本目標1 志布志にしごとをつくり、安心して働けるようにする ～志布志港を最大限に活用した地域浮揚の実現～ ・工業団地の拡充を含めた企業誘致の取り組み強化 ～人が行き交い、賑わい溢れる千軒町の再生～ ・空き店舗等を活用した賑わいのある商店街の構築</p> <p>基本目標2 志布志への新しい人の流れをつくる ～移住者を引き付ける、魅力ある定住移住政策～ ・移住者の受け入れ態勢の充実、空き家実態把握および活用に向けた取組強化 ～「何度も訪れたいまち志布志」の実現に向けた観光政策の充実～ ・観光分野の強化を通じた交流人口の増大</p> <p>基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る ～志のあふれる共生協働のまちづくり政策～ ・市町村マスタープランの策定 ・公共交通ネットワークの構築及び交通空白地域の解消の検討 ・公共施設の統廃合・長寿命化および更新の計画的な実施 ・定住自立圏の効果的活用</p>																																				

2-3 志布志都市計画区域マスタープラン（H25.2 策定）

基本理念	やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち 【笑顔あふれる ふるさと・みなと・まち】
都市計画の 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ■安全で快適に生活できるまちづくり ■活力ある産業を育むまちづくり ■地域資源を生かした魅力あるまちづくり ■思いやりとぬくもりのあるまちづくり
主要な都市 計画の 決定方針 (※要約)	<p>【土地利用】</p> <p>①主要用途の配置の方針</p> <p>a 住宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居専用地域は、周辺の豊かな自然環境や歴史的資源を保全・活用しながら、ゆとりと個性あふれる居住環境の維持・形成に努める。 ・利便性の高い地域特性を有する住宅地については、居住環境に悪影響を与えない店舗や事務所等の立地をある程度許容し、利便さも享受できる良好な居住環境の形成に努める。 <p>b 商業地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR志布志駅前周辺から志布志支所周辺に至る地域においては、商業集積度の向上、商業環境の整備などを進め、面的な広がりを持った賑わいと魅力のあふれる中心商業地の形成に努める。 ・国道220号沿道・周辺地域においては、周辺環境との調和を考慮しながら沿道サービス施設等を誘導し、利便性の高い沿道型商業地の形成に努める。 <p>c 工業地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨海部においては、世界に向けた活力ある産業空間の維持・形成に努める。 ・国道220号周辺地域については、港湾や幹線道路に近接する利便性の高い地域特性を活かし、流通・業務施設等の立地を誘導し、産業機能の強化を努める。 <p>②土地利用の方針</p> <p>a 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域の良好な生活環境の形成を図るために、用途純化を基本とし、土地が有する可能性や地域住民の利便性等を考慮して、適宜用途転換や複合的な土地利用の誘導に努める。 <p>b 居住環境の改善又は維持に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住環境上課題のある地区については、土地利用の適切な規制・誘導や生活道路等の整備を図ることで、良好な居住環境の形成に努める。 <p>c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地に現存する緑地については保全・活用を図るものとする。 ・特に、麓地区の歴史的な特徴のある緑地については、風致地区や景観条例等の適用を検討し、良好な風致の維持・創出を図りながら本区域を特徴づける景観資源の保全・活用に努める。 <p>d 優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良な農地については、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。 <p>e 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安林や地域森林計画対象民有林は積極的な保全、傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流の流域での市街化の抑制を図り、災害の未然防止に努める。 ・前川と西谷川の合流部付近については、河川の整備とともに上流域の大原台地における雨水流出の対策を講ずることで災害防止対策に努める。 <p>f 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日南海岸国定公園に指定されている区域東部の沿岸域については、無秩序な開発を抑制

し、良好な景観の保全を図る。

- ・丘陵地については、地域の良好な環境を保持するため、保全に努める。
- ・安楽川、前川沿岸は、その保全に努める。

g 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

- ・夏井集落や安楽集落などの漁港や田園地域内に見られる既存集落については、適切な土地利用の規制・誘導による居住環境の整備を図り、良好な居住環境の維持・形成に努める。
- ・東九州自動車道や都城志布志道路などの建設により都市的土地利用の拡大が見込まれるインターチェンジ周辺及びアクセス道路沿道部については、特定用途制限地域や地区計画等の導入による計画的な土地利用の規制・誘導を検討していく。

【都市施設】

①交通施設の都市計画の決定の方針

- 広域交通機能の強化
 - ・東九州自動車道や都城志布志道路、国道 220 号などの広域的な幹線道路の整備に努める。
- 段階的で循環性ある交通体系の確立
 - ・区域全体の適正な交通流動を確保するため、広域交通から地域交通までの段階的な交通体系及び区域内の拠点・地域が結びついた循環性ある交通体系の確立に努める。
- 将来都市構造の形成に資する交通施設の配置
 - ・臨海部における広域物流拠点の形成や求心力ある市街地の形成等、区域各所の機能・役割の実現に資する適切な交通施設の配置に努める。
- 安全・快適な交通空間の形成
 - ・高齢者や障害者などの交通弱者の利用や、自然や歴史など地域資源との調和に配慮した安全かつ快適な交通空間の形成に努める。

②下水道及び河川

- ・「生活排水処理施設整備構想」に基づき公共下水道の導入を図り、志布志湾や河川などの公共用水域の水質環境改善と、快適な生活環境の確保に努める。
- ・洪水による災害に対応するため、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。
- ・良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

③その他の都市施設

- ・既存施設の適正な維持・管理を進めるとともに、広域圏での機能分担や連携による効率的・効果的な施設の配置を進める

【市街地開発】

- ・都市基盤上の問題を抱える既存市街地や商業的利用価値の高い JR 志布志駅周辺においては、区画整理等の市街地開発事業に関する検討を行い、効率的かつ効果的な整備に努める。

【自然環境】

- 自然環境の保全
 - ・自然に囲まれた快適な環境を維持するため、雄大な自然環境の保全を図る。
- 多面的な機能を持つレクリエーション施設の整備
 - ・レクリエーション需要への対応や、防災拠点及び環境保全施設としての活用を図るため、公園緑地の量的な充足並びに適正配置に努める。
- 地域資源の保全・活用
 - ・豊かな自然環境や地域に点在する歴史的資源などを保護するとともに、これらをまちづくりに取り込み効果的に活用していくことで魅力と個性のあふれる地域環境の形成に努める。

2-4 大隅都市計画区域マスタープラン（H16.5策定）

<p>基本理念</p>	<p>「豊かな土・水・緑を活かした文化のまちづくり」 ～ふれあいあふれる住みよいまちをめざして～</p>
<p>都市計画の 基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■定住できる地域としての快適な環境づくり ■都市の魅力を享受できる都市構造づくり ■自然と共存できる快適で美しいまちづくり ■地域産業を活性化する基盤づくり ■地域の活性化、生きがいをもたらす交流のまちづくり
<p>主要な都市 計画の 決定方針 (※要約)</p>	<p>【土地利用】</p> <p>①主要用途の配置の方針</p> <p>a 商業・業務地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣購買需要に応じた地域サービス機能を提供できる商業・業務機能の集積を図る。 <p>b 住宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都城市・鹿屋市のベッドタウン機能を担う地域として、居住環境の改善に努める。 <p>②土地利用の方針</p> <p>c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地に面する貴重な緑地である城山総合公園、斜面緑地、社寺緑地などについては、都市における重要な景観要素として、その保全に努める。 <p>d 優良な農地との健全な調和に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良な農地については、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。 <p>e 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域には、縁辺部の丘陵地や、菱田川や前川などの良好な自然環境・景観が残されていることから、今後とも保全に努める。 <p>f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域の地形及び土壌条件などから、急傾斜地崩壊危険箇所位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、市街化を抑制し、災害の未然防止に努める。 <p>g 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存集落については、周辺の自然環境との調和に配慮しつつ、良好な居住環境の整備などを行う。 <p>【都市施設】</p> <p>①交通施設の都市計画の決定の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近接する中核的な都市との連携を円滑にするため広域連携軸の整備を図るとともに、地域内においても機能的な交通網の整備を図る。 ○ 交通施設の整備にあたっては、既存施設を活かしつつ、計画的、段階的な整備を図る。 ○ 高齢化社会に対応し、バリアフリーに配慮した道路空間整備及び公共交通機関の充実を図る。あわせて、街並みを活かした都市景観の形成を図る。 ○ 商業地には、車での利便性が向上し、商業の振興が図られるよう、駐車場等の整備を図る。 <p>②下水道及び河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各町振興計画に基づき、合併処理浄化槽や農業集落排水処理施設による生活排水処理を進めるとともに、市街化動向等を勘案し、「鹿児島県下水道等整備構想」に基づく下水道の整備を検討していく。 ・洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

3 関連計画

3-1 広域的なまちづくりに係る計画

3-1-1 大隅定住自立圏共生ビジョン（計画期間H26～30）

基本目標	(1) 産業の活性化による雇用の創出・確保 (2) 安全・安心な暮らしの確保 (3) 圏域マネジメント能力の強化（地域づくりを支える人材の育成・確保）
構成市町	鹿屋市、垂水市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町

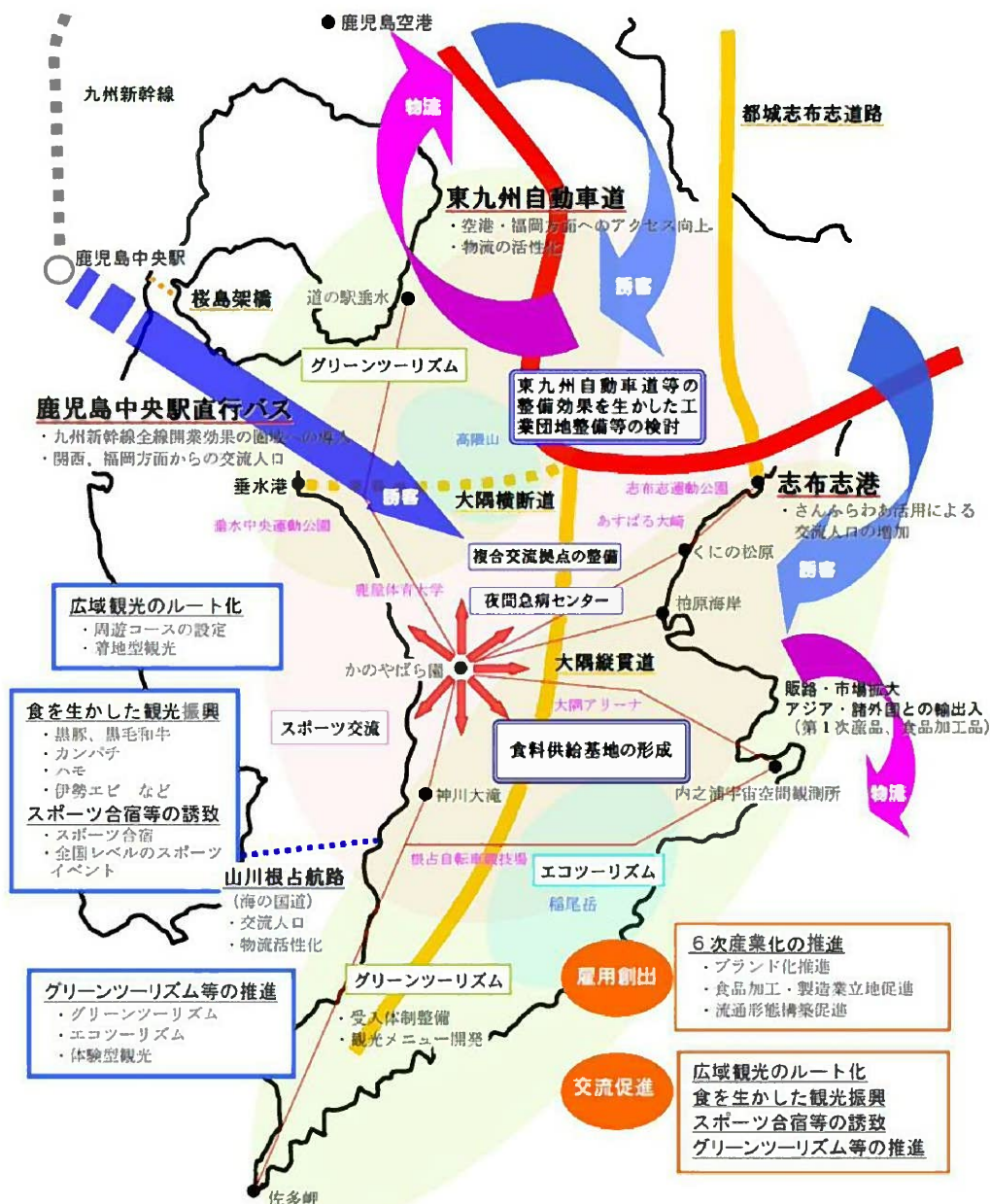


図 今後の方向性のイメージ

3-1-2 第二次都城広域定住自立圏共生ビジョン（計画期間 H27~31）

将来像	集約とネットワークで築く県境を超えた南九州の広域都市圏
構成市町	都城市、曾於市、三股町、志布志市

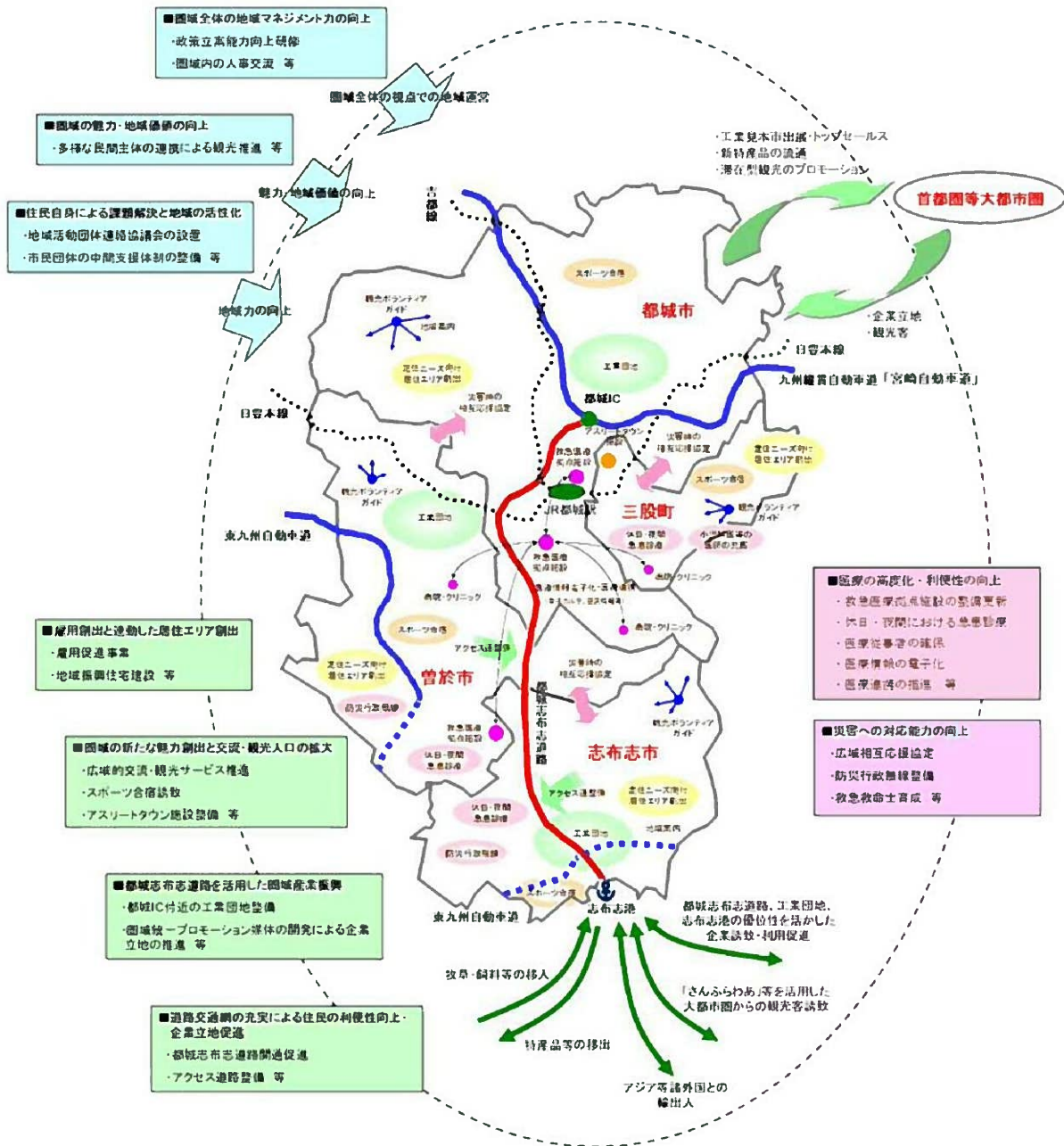


図 将来像を実現するための施策の実施により形成される圏域イメージ

3-2 県・市の主な関連計画

<p>志布志市 観光振興計画 (H24～H33)</p>	<p>【基本目標】 志民による歓交まちづくり～おもてなし日本一を目指して～</p> <p>【都市計画に係る主要な方針・施策】</p> <p>基本方針1 志の拠点～にぎわいが生まれる拠点づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートウェイ機能（JR志布志駅等）の強化・整備 ・ダグリ岬公園の整備 ・商店街の空き店舗の活用 <p>基本方針2 志ツーリズム～志布志版ニューツーリズムの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンツーリズム、環境学習の拠点としての蓬の郷周辺の施設整備 <p>基本方針3 志の発信～観光客にやさしい情報発信とアクセスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観に配慮した案内板、誘導サインの整備 ・まち歩きを意識した環境整備や景観ガイドラインの検討 ・ユニバーサルデザインの推進 ・観光アクセスの改善 <p>基本方針4 志の連携～魅力向上に向けた観光圏の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な交通アクセスの改善 <p>【重点整備エリア】</p>
--------------------------------------	--

<p>志布志市 環境基本計画 (H22～H31)</p>	<p>【基本理念】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 良好な環境の次世代への継承 2 持続可能な社会の構築 3 地球環境保全 4 協力・連携 <p>【行動の基準】 <u>物を大切に、人を大切に～行動の基準は「環境にやさしいか」～</u></p> <p>【都市計画に係る主要な方針・施策】</p> <p><u>施策の基本方針 1 生活環境の保全及び創造</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気環境の保全（公共交通機関の利用促進） ・水・土壌環境の保全 ・生物の多様性の確保 ・自然環境の保全 ・多彩な自然環境の活用 ・良好な景観の形成 ・歴史的文化的資源の保全及び活用
<p>鹿児島県 地域強靱化計画 (H28.3 策定)</p>	<p>【基本目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人命の保護が最大限図られること 2 県の重要な機能が致命的な障害をうけず維持されること 3 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 4 迅速な復旧復興 <p>【都市計画に係る主要な方針・施策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 行政機能/警察・消防 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等の耐震化の促進 ・災害時の対応力向上のためのコミュニティ力強化 2) 住宅・都市 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の耐震化の促進 ・避難場所や避難路の確保、耐震化 ・土地区画整理事業の推進 ・都市公園事業の推進 ・津波避難計画の策定 ・水道施設の耐震化 5) 交通・物流 <ul style="list-style-type: none"> ・交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化 ・無電柱化等の推進 ・高規格道路等の整備推進 ・道路の防災対策の推進 ・港湾の耐震・耐波性強化
<p>志布志市 防災計画 (H25.3 策定)</p>	<p>【基本理念】</p> <p>安心・安全でぬくもりがあり元気なまちづくり</p> <p>【都市計画に係る主要な方針・施策】</p> <p><u>災害予防 災害に強い施設等の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害等の防止対策の推進 ・河川災害・高潮災害等の防止対策の推進 ・防災構造化（防災的土地利用の推進等）の推進 ・建築物災害の防災対策の推進 ・公共施設の災害防止対策の推進 ・農業災害の防止対策の推進 <p><u>災害予防 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防体制（消防水利の整備等）の整備 ・避難体制（避難場所の指定等）の整備 ・輸送体制（緊急輸送道路の整備等）の整備

第3章 市民意向

1 志布志市市民意識アンケート調査

1-1 調査の概要

- 【調査目的】 第1次志布志市総合振興計画後期基本計画の事業評価の参考とするとともに、第2次志布志市総合振興計画に市民の意向を反映させるための基礎資料とすることを目的とする。
- このうち、都市計画マスタープランを検討していくうえでの基礎資料とするために、本調査結果から特に関連する項目を整理した。
- 【調査対象】 15歳以上の市民 3,000人
- 【調査方法】 郵送による配布・回収
- 【調査期間】 平成28年1月～2月
- 【有効回答数】 1,073件（有効回答率 35.8%）
- 【回答者属性】
- | | |
|--------|---|
| 性別 | 女性（44.8%）、男性（32.7%） |
| 年齢 | 20歳未満（4.5%）、20歳代（9.8%）、30歳代（14.0%）、40歳代（15.5%）、50歳代（19.4%）、60歳代（19.4%）、70歳代（11.7%）、80歳以上（2.8%） |
| 職業 | 常勤の勤め(正社員・職員・会社役員・従業員等)（35.5%）、非常勤の勤め(臨時職員・パート・アルバイト・嘱託等)（15.9%）、農業・林業（10.1%）、水産業（0.4%）、商業・工業・サービス業・その他自由業等の自営業（5.1%）、家事労働(専業主婦・主夫など)（7.1%）、無職（16.9%）、その他（1.0%） |
| 居住地 | 松山町（16.2%）、志布志町（44.9%）、有明町（36.0%） |
| 居住年数 | 1年未満（2.1%）、1～5年未満（8.5%）、5～10年未満（7.8%）、10～15年未満（6.8%）、15～20年未満（8.9%）、20年以上（62.8%） |
| 世帯構成員数 | 1人（13.2%）、2人（37.7%）、3人（23.5%）、4人（13.2%）、5人以上（8.9%）、 |

1-2 まちづくりに対する満足度・重要度

- 重点改善項目が多い分野は、保健・医療・福祉分野
- 都市基盤分野では、道路・交通、中心市街地の整備に関すること、産業経済分野では、雇用・就労の場の確保や地域商業の振興、農村の活性化、観光に関する事などが重点改善すべき項目

各施策に対する満足度と重要度の関係から、重点改善すべき項目として、特に保健・医療・福祉分野の施策が多いことが分かりました。都市基盤分野では、生活道路や公共交通など道路・交通に関する事、中心市街地や商店街の整備に関する事、産業経済分野では、雇用・就労の場の確保や地域商業の振興、農村の活性化、観光に関する事などが重点改善すべき項目としてあげられます。

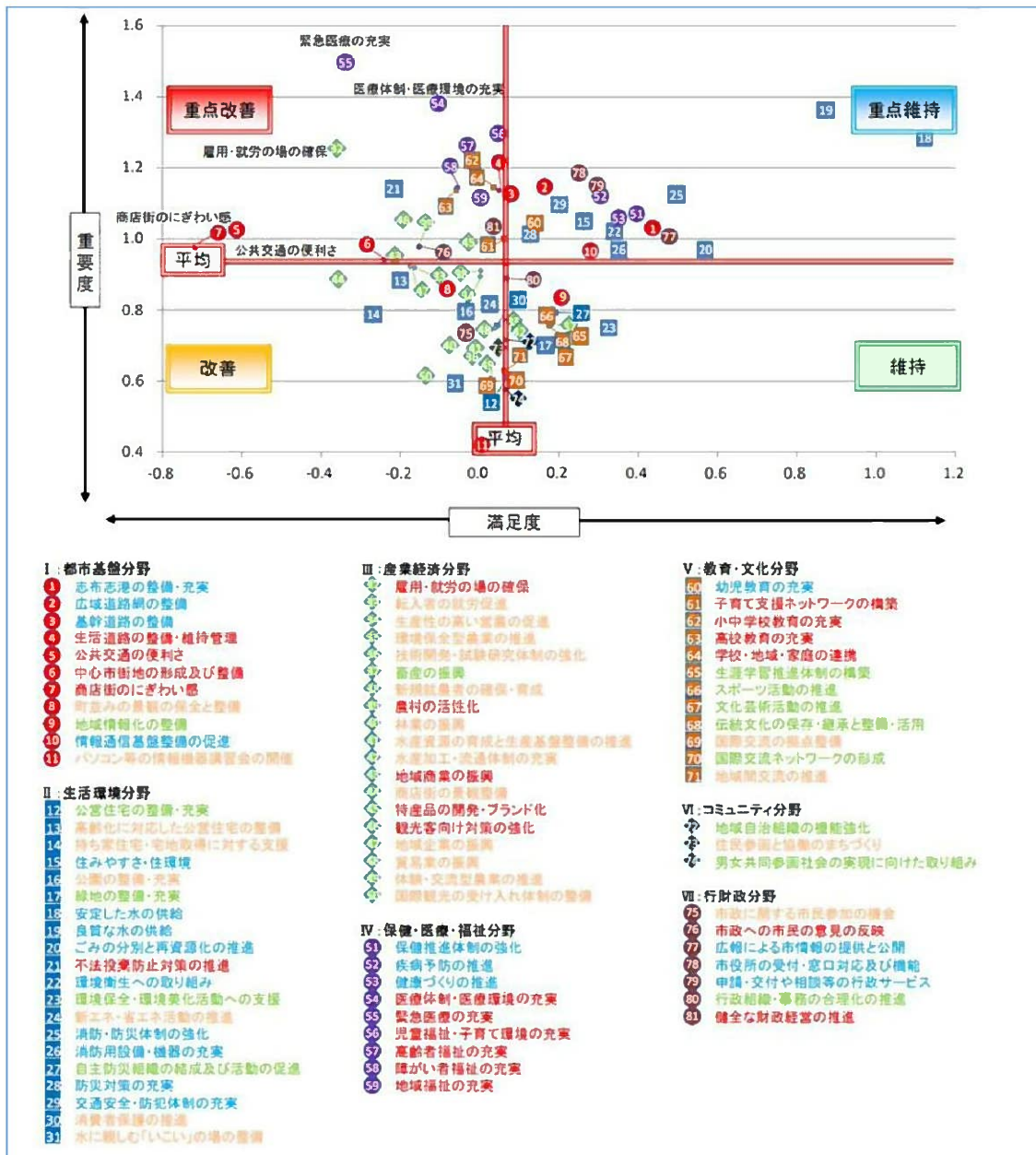


図 各施策への満足度・重要度

1-3 個別施策に対する意見

- 志布志港の利用促進や観光客の増加のために、志布志港やアクセス道路の整備、公共交通網の整備が重要視されている
- 美しいまち・景観づくり活動に対して4割弱の人が参加意欲を示している

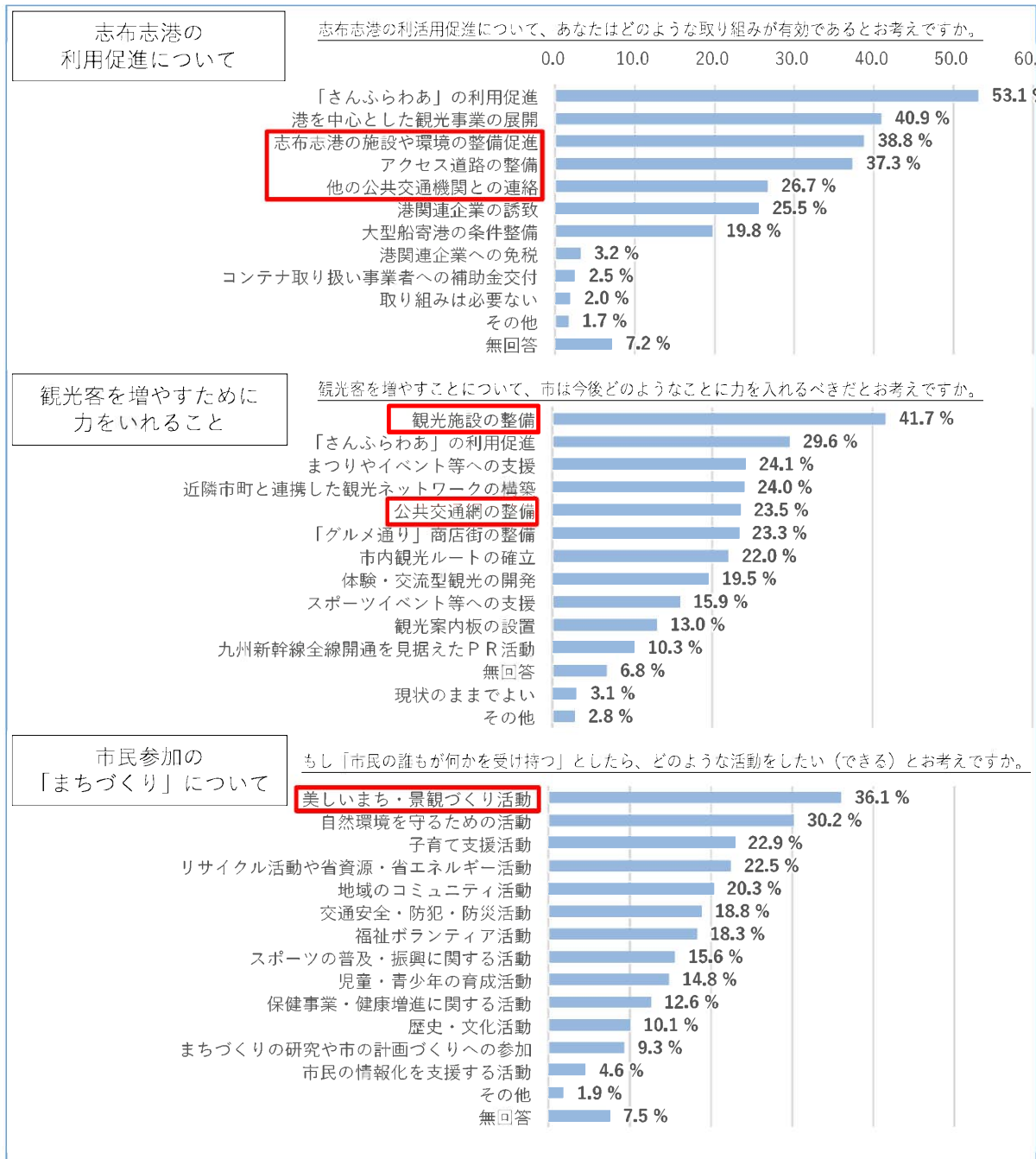


図 個別施策に対する意見

1-4 各地域で不便に感じていること

- 3割強の人が日常の買い物や病院の通院、公共交通の利用に不便を感じている
- 特に、松山地域は、約6割の人が日常の買い物に不便を感じている

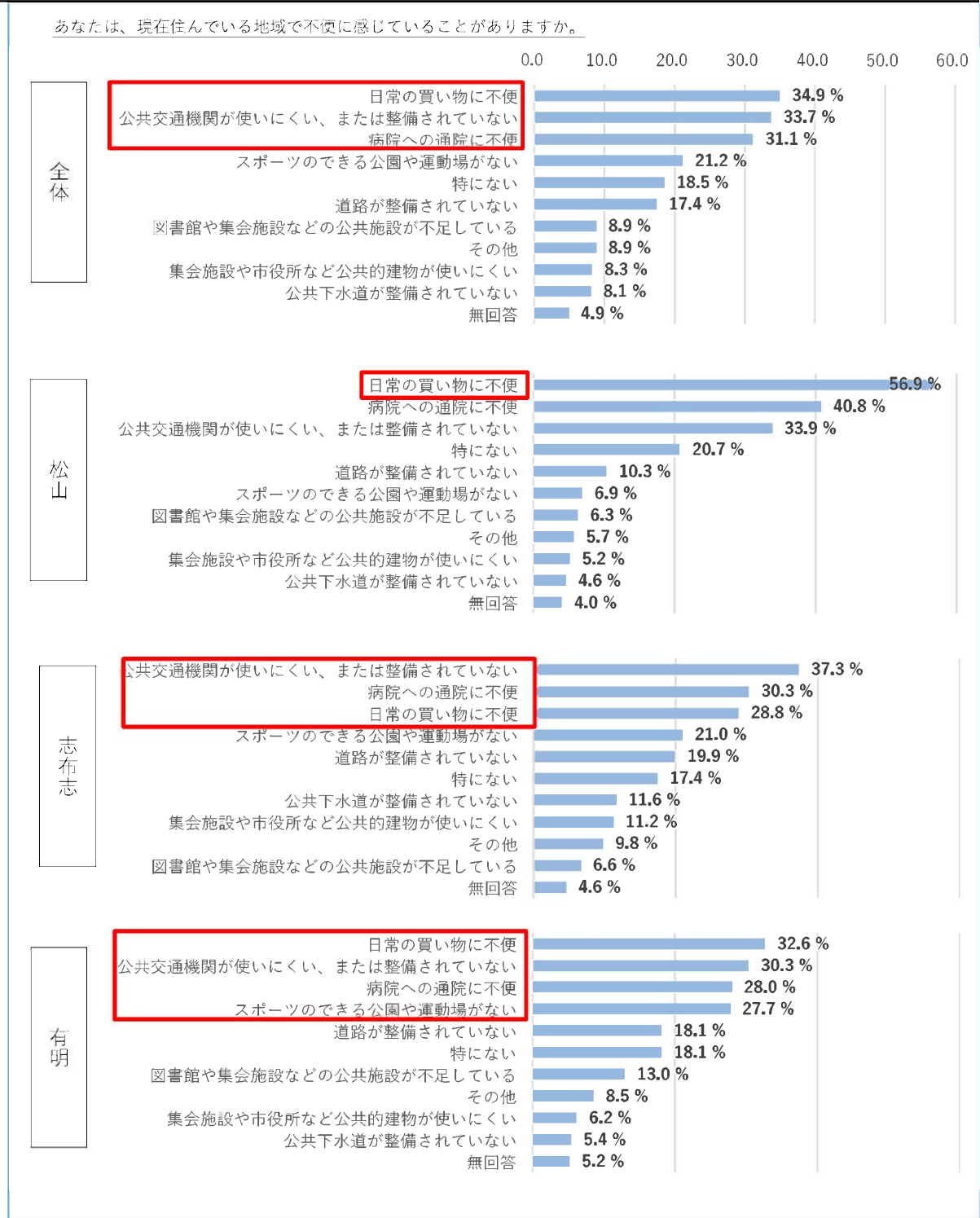


図 各地域で不便に感じていること

2 新たなまちづくりに関する住民アンケート

2-1 調査の概要

- 【調査目的】 松山町・志布志町・有明町の旧3町の合併による新たなまちづくりに対する住民の意向を把握・分析し、「新まちづくり計画(案)」の策定のための基礎資料とする。このうち、都市計画マスタープランを検討していくうえでの基礎資料とするために、本調査結果から特に関連する項目を整理した。
- 【調査対象】 15歳以上の市民 2,000人
- 【調査方法】 郵送による配布・回収
- 【調査期間】 平成15年5月～6月
- 【有効回答数】 1,074件 (有効回答率 54.2%)
- 【回答者属性】 性別 女性(55.7%)、男性(43.7%)
年齢 20歳未満(6.6%)、20歳代(8.9%)、30歳代(17.1%)、
40歳代(20.4%)、50歳代(23.9%)、60歳代(9.8%)、70歳代(9.8%)、
80歳以上(3.5%)
居住地 松山町(37.2%)、志布志町(32.5%)、有明町(30.3%)

2-2 新たなまちづくりのために活かすべき地域の特性や資源

- 美しい海岸線などの豊かな自然、国際的な物流が展開されている志布志港を活かすべきと答えた人が半数以上

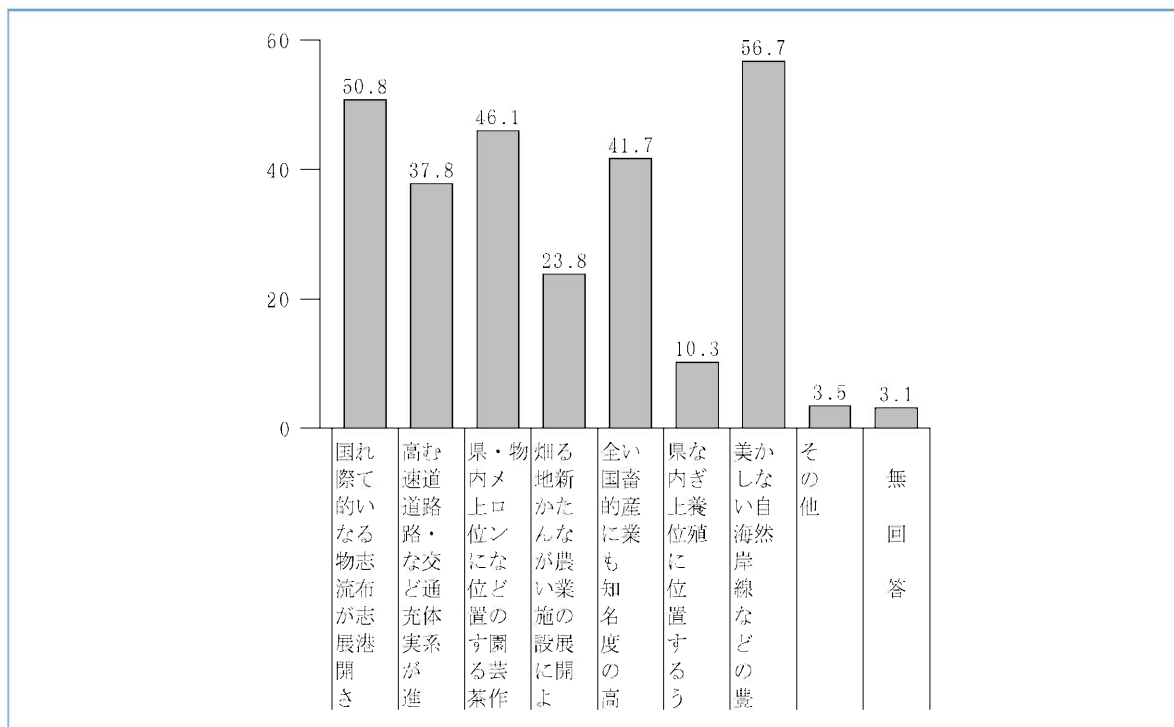


図 3町の合併により解決すべきこと、望ましいまちの姿

2-3 合併により解決すべきこと、望ましいまちの姿

- 合併によって解決すべき事項として、約 6 割の人が少子高齢化に伴う活力低下とまちの魅力が少ないことをあげている
- 望むまちの姿として、最も多かったのが「保健・医療・福祉が整い安心して暮らせるまち」で約 6 割、次いで「海や山などを活かした自然豊かなまち」「商工業に活気があり働く場が多いまち」

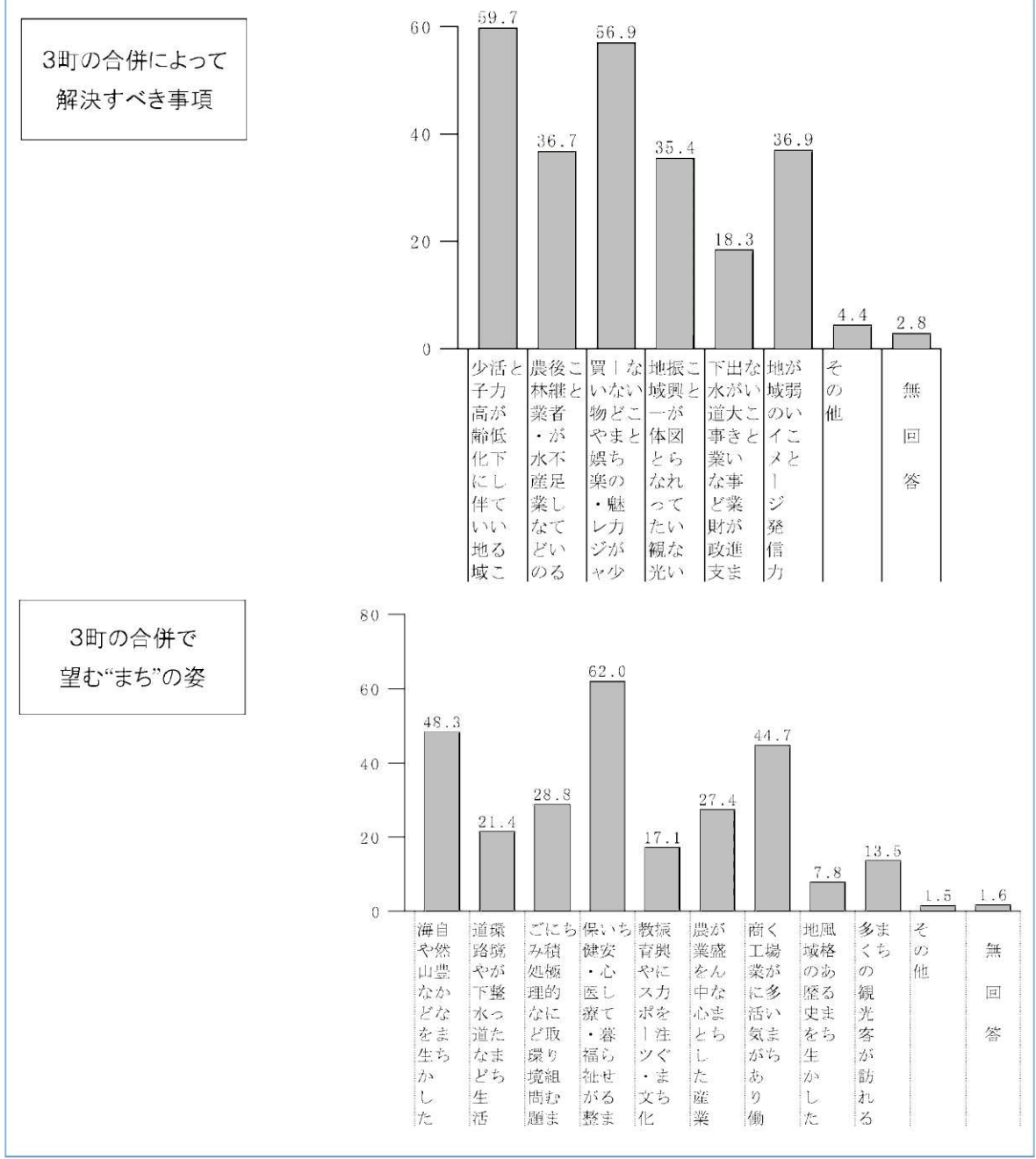


図 合併により解決すべきこと、望ましいまちの姿

第4章 まちづくりの課題

1 都市全体に関する横断的な課題

1-1 人口減少・少子高齢化にも対応した良好な居住環境の形成

現状・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少、少子高齢化が進み高齢化率は3割超(p.65) ・ 合計特殊出生率が、鹿児島・全国平均を上回る(p.65) ・ 用途地域外での新築が顕著(p.80) ・ 公共交通利便性が低い、東部は公共交通がない(p.89) ・ 店舗や病院などの生活利便施設の分布と周辺の人口密度に乖離(p.98)
上位・関連計画での位置づけ	<p>【総合計画】(p.106)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切かつ計画的な土地利用によるコンパクトなまちをつくる ・ 憩いにあふれた住みたくなるまちをつくる <p>【創生戦略】(p.108)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守る
住民意向 (アンケート調査結果)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の買い物や公共交通が不便(p.121) ・ 3町の合併によって、少子高齢化に伴う地域活力の向上やまちの魅力の増加を期待(p.123)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 子どもを育てやすい、高齢者も暮らしやすいまちの形成が必要 ◆ 新築・開発動向に対して適切な土地利用コントロールが必要 ◆ 買い物や通院など日常生活の利便性向上が必要

1-2 土砂災害、地震、津波など総合的な防災対策

現状・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丘陵山間地で傾斜地が多く土砂災害の危険性が高い(p.73、103) ・ 湾岸部は津波による危険性が高い(p.103)
上位・関連計画での位置づけ	<p>【総合計画】(p.106)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが安心できる災害に強いまちをつくる <p>【鹿児島県地域強靱化計画】(p.121)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人命の保護、重要な機能の維持 ・ 被害の最小化、迅速な復旧復興
住民意向 (アンケート調査結果)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防・防災体制の強化は重点維持すべき項目(p.119)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害による被害が発生しない防災対策が必要 ◆ 災害による被害を最小限に抑える減災対策が必要

※ページ番号は、本資料編の関連ページを指しています

1-3 志布志港や豊かな自然環境を活かした地域活力の向上

現状・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次産業の割合が県・国に比べ高い(p.72) ・ 東九州自動車道や都城志布志道路の整備が進められている(p.87) ・ 志布志港の貿易額は増加傾向(p.72)
上位・関連計画での位置づけ	<p>【総合計画】 (p.106)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流と物流を支える基盤が充実したまちをつくる ・ 雇用が生まれ経済活動が活発なまちをつくる ・ 1次産業が発展し続けるまちをつくる ・ 通りににぎわいがあり魅力ある買い物しやすいまちをつくる <p>【創生戦略】 (p.108)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 志布志にしごとをつくり、安心して働けるようにする ・ 志布志への新しい人の流れをつくる
住民意向 (アンケート調査結果)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商店街のにぎわい感への満足度が低い(p.119) ・ 約5割の人が国際的な物流が展開されている志布志港を活かすべきとしている(p.122)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 豊かな自然環境を活かした農林水産業の振興が必要 ◆ 港を拠点とした高速交通網の整備を地域活力につなげることが必要 ◆ 商店街、市街地のにぎわいの回復が必要

1-4 地域特性を活かし、市民が愛着をもてるまちづくり

現状・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林地・農地など自然的土地利用が9割(p.78) ・ 市の文化や自然環境を活かした特色のある公園が整備されている(p.92)
上位・関連計画での位置づけ	<p>【総合計画】 (p.106)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ものを大切に自然環境にやさしいまちをつくる ・ 地域資源を生かした観光のまちをつくる ・ 文化を守り・育み・つなげるまちをつくる ・ 全ての人が尊重され、市民が輝くまちをつくる
住民意向 (アンケート調査結果)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約6割の人が美しい海岸線などの豊かな自然を活かすべきとしている(p.122) ・ 美しいまち・景観づくり活動への参加意欲高い(p.120)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 良好な自然環境や歴史文化的資源の保全・活用が必要 ◆ 市民によるまちづくりの機会創出が必要

※ページ番号は、本資料編の関連ページを指しています

2 分野別の課題

項目	現状・問題点	上位・関連計画での位置づけ	住民意向（アンケート調査結果）	分野別の課題
都市構造・将来像	<ul style="list-style-type: none"> ・曾於市、鹿屋市、大崎町との結びつきが強く、周辺市町村の働く場・学びの場となっている(p.70,71) ・第一次産業の割合が高い(p.72) ・志布志港の貿易額は増加傾向(p.72) ・東九州自動車道や都城志布志道路の整備促進が進められている(p.87) ・生活利便施設の分布と人口密度に乖離が生じている(p.98) ・港湾部に生活利便施設が集中している(p.98) ・港湾部は津波による浸水の危険性が高い(p.103) 	<ul style="list-style-type: none"> 【総合計画】 (p.106) ・都市機能の分担という考えの下で、自然環境ゾーン、農業・地域生活ゾーン、市街地ゾーン、未来創造ゾーンを設定 ・拠点とネットワークの設定 【志布志区域マス】 (p.109) ・魅力的な賑わいのある商業・業務地の形成による本区域の顔となる「都市中心核」 【大隅定住自立圏・都城定住自立圏共生ビジョン】 (p.114,115) ・志布志港の優位性を活かした企業誘致・利用促進、交流人口の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点改善項目が多い分野は、保健・医療・福祉分野(p.119) ・都市基盤分野では、道路・交通、中心市街地の整備に関する事、産業経済分野では、雇用・就労の場の確保や地域商業の振興、農村の活性化、観光に関する事などが重点改善すべき項目(p.119) ・3割以上の方が、日常の買い物や公共交通に不便を感じている(p.121) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆「みなと・まち」は、市の中心、国際的な物流拠点として活力や賑わいの向上しつつ、安全性の確保が必要 ・港を活かした都市構造の形成 ・生活や産業の中心として市街地の活力・賑わい強化 ・津波等震災の危険性が高い地域における防災・減災対策 ◆「ふるさと」は、地域の特色を活かしつつ、コミュニティの維持が必要 ・基礎的なサービスを備えた地域核の形成 ・農村の活性化 ・生活利便施設の維持 ◆地域内外のネットワークの形成が必要 ・港や広域的な道路軸を活かした、人や物の行き交う拠点とネットワークの形成 ・地域間のネットワーク強化による都市機能の相互補完
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾部及び中心部から西側に広がる台地の他は、一般的に丘陵山間地帯で傾斜地が多い(p.73) ・自然的土地利用が約9割を占めている(p.78) ・台地に広がる農地は開発が規制されている(p.76) ・志布志町の市街地は用途地域により土地利用がコントロールされている(p.74) ・用途地域外の規制の比較的緩い地域において、農地転用や住宅の新築が行われている(p.80) 	<ul style="list-style-type: none"> 【総合計画】 (p.106) ・適切かつ計画的な土地利用によるコンパクトなまち 【志布志・大隅区域マス】 (p.109,112) ・優良な農地・都市内の緑地の保全 ・災害危険性の高い区域における市街化抑制 ・臨海部における産業空間の維持・形成 ・面的な広がりを持った中心商業地の形成 ・国道220号沿道における沿道型商業地の形成及び産業機能の強化 ・都市的土地利用の拡大が見込まれるインターチェンジ周辺及びアクセス道路沿道部の計画的な土地利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の形成及び整備が重点改善項目 ・商店街のにぎわい感の満足度が低い(p.119) ・約6割の人が、美しい海岸線などの豊かな自然を活かすべきとしている(p.122) ・約5割の人が、国際的な物流が展開されている志布志港を活かすべきとしている(p.122) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆自然的土地利用の保全が必要 ・林地や農地、海岸など優良な自然環境の保全 ・傾斜地など災害危険性の高い区域における市街化抑制 ◆効率的な産業活動を行える商業地・工業地の形成が必要 ・臨海部、国道220号沿道の産業空間の維持・形成 ・賑わいと魅力あふれる中心商業地の形成 ◆計画的な土地利用コントロールによる良好な居住環境の維持・形成が必要 ・インターチェンジ周辺及びアクセス道路沿道部の計画的な土地利用
都市施設	<ul style="list-style-type: none"> ・南北は志布志福山線、東西に国道220号により周辺都市と連絡している(p.87) ・東九州自動車道や都城志布志道路の整備が進められている(p.87) ・宮崎県とJR日南線で連絡している(p.89) ・市の南北軸は公共交通の利便性低く、東部は公共交通がない(p.89) ・九州唯一の国際バルク戦略港湾に選定されている南九州の国際物流拠点港(p.90) ・フェリーさんふらわあの利用は減少傾向(p.90) 	<ul style="list-style-type: none"> 【総合計画】 (p.106) ・志布志港と広域道路網・基幹道路の整備充実 ・さんふらわあ待合所やJR志布志駅からの2次交通アクセスの改善 【創生戦略】 (p.108) ・公共交通ネットワークの構築と交通空白地域解消検討 【志布志・大隅区域マス】 (p.109,112) ・段階的・循環性のある交通体系の確立 ・安全・快適な交通空間の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路の整備・維持管理、公共交通の利便性が重点改善項目(p.119) ・3割以上の方が、公共交通機関が使いにくいと感じている(p.121) ・志布志港の利用促進について、5割以上の方が「さんふらわあ」の利用促進、約4割の人がアクセス道路の整備をあげている(p.120) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆志布志港の整備効果を活かすネットワーク形成が必要 ・志布志港と東九州自動車道、都城志布志道路周辺道路など臨港道路に直結する幹線道路の整備促進 ・広域交通から地域交通まで段階的な交通体系の確立 ・拠点・地域間の循環性ある交通体系の確立 ◆安全・快適な交通空間の形成が必要 ・高齢社会に対応するバリアフリーな道路空間整備 ・生活道路の整備・維持管理 ◆高齢社会に対応した公共交通の充実が必要 ・公共交通の維持・利便性の向上

※ページ番号は、本資料編の関連ページを指しています。

項目		現状・問題点	上位・関連計画での位置づけ	住民意向（アンケート調査結果）	まちづくりの基本的課題
都市施設	公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> 市の文化や自然環境を活かした特色のある公園が整備されている(p.92) 都市計画公園は4箇所、全て供用開始されている(p.92) 	<p>【総合計画】 (p.106)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園緑地の充実 公園施設の老朽化に対応した計画的な維持管理 港湾等に整備された緑地の確保 <p>【観光振興計画】 (p.116)</p> <ul style="list-style-type: none"> ダグリ岬公園、蓬の郷親水公園、城山総合運動公園の周辺が重点整備エリア <p>【志布志・大隅区域マス】 (p.109,112)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園緑地の適正配置 災害時の避難空間として公園緑地を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 公園の整備・充実への満足度低い(p.119) 	<p>◆多様なニーズに対応する公園緑地の維持・充実が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の都市公園の整備充実、計画的な維持管理 防災拠点としての公園緑地の確保 観光拠点として市の文化や自然環境を活かした公園の整備充実 レクリエーション需要への対応
	水環境	<ul style="list-style-type: none"> 都市下水路、公共下水道が計画決定されている 農業集落排水が整備されている。(p.95) 前川、安楽川、菱田川が志布志湾に注ぐ(p.73) 	<p>【総合計画】 (p.106)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活排水処理の推進 水資源の保全 <p>【志布志・大隅区域マス】 (p.109,112)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共下水道の導入、公共用水域の水質環境改善 総合的な治水対策・水辺環境の創出 	<ul style="list-style-type: none"> 安定した水の供給、良質な水の供給の重要度・満足度高い(p.119) 	<p>◆安定した水環境の形成が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道の計画的整備推進 地域の特性に応じた総合的な治水対策、水辺環境の創出
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 卸売市場、食肉センター、火葬場の3施設が整備されている(p.97) 	<p>【志布志区域マス】 (p.109)</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場の機能強化、火葬場の維持管理や機能付加、食肉センターの維持・強化 		<p>◆既存施設の維持管理と機能強化が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設の状況に応じた適切な維持管理と機能強化
景観	<ul style="list-style-type: none"> 多様な観光・交流資源が分布している(p.101) 海岸や河川、農地・山林などによる自然景観(p.102) 志布志城跡や志布志麓庭園など歴史・文化的な景観(p.102) 建築物・構造物の集積による市街地景観(p.102) 	<p>【総合計画】 (p.106)</p> <ul style="list-style-type: none"> おもてなしのまちづくり <p>【志布志・大隅区域マス】 (p.109,112)</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸域の良好な景観の保全 武家屋敷群や山城跡など良好で個性的な景観の保全 丘陵地や河川などの自然環境の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 美しいまち・景観づくり活動への参加意欲高い(p.120) 約6割の人が、美しい海岸線などの豊かな自然を活かすべきとしている(p.123) 	<p>◆良好な自然景観の保全・活用が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ダグリ岬など良好な海岸の景観保全 農地（茶畑・田）、山林、斜面緑地の景観保全 <p>◆地域の特性に応じた良好な市街地景観の形成が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的なまちなみの保全・活用 おもてなしの雰囲気のある景観整備 市民による景観づくり活動の推進 	
機能都市	<ul style="list-style-type: none"> 商業・医療などの都市機能の分布と、人口密度の分布に乖離がある(p.98) 	<p>【創生戦略】 (p.108)</p> <ul style="list-style-type: none"> 定住自立圏の効果的な活用 	<ul style="list-style-type: none"> 3割以上の人が日常の買い物、病院への通院を不便に感じている(p.121) 	<p>◆都市の利便性の維持・向上が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市機能の適切な誘導、広域的な連携 	

※ページ番号は、本資料編の関連ページを指しています。

参考資料

策定経緯

用語解説

策定経緯

■策定経緯

平成 28 年度		
10 月 26 日	第一回庁内調整会議	・都市計画マスタープラン策定について
12 月 15 日	第二回庁内調整会議	・まちづくりの課題と方針について
2 月 16 日	第三回庁内調整会議	・全体構想編（基本構想、分野別方針概要）について
平成 29 年度		
8 月 31 日	第四回庁内調整会議	・分野別方針（土地利用・拠点整備方針）について
9 月 28 日	地域別職員ワークショップ	・地域別の課題検討と今後のまちづくりへの提案
10 月 31 日	第五回庁内調整会議	・分野別方針（都市交通・都市環境方針）について
12 月 13 日	第六回庁内調整会議	・地域別構想編について
1 月 10 日	第七回庁内調整会議	・実現方策編について
1 月 24 日	市民まちづくり委員会	・都市計画マスタープラン策定について（報告）
2 月 26 日	都市計画審議会	・都市計画マスタープラン策定について（付議）

■策定メンバー

<庁内調整会議>

総務課	生涯学習課
企画政策課	水道課
港湾商工課	志布志支所地域振興課
福祉課	松山支所地域振興課
耕地林務水産課	志布志支所産業建設課
農政畜産課	松山支所産業建設課
市民環境課	建設課

<地域別職員ワークショップ>

各地域の若手職員 30 名

【都市計画審議会による答申】

29 志 都 審 第 2 号
平成 30 年 3 月 5 日

志布志市長 下平 晴行 様

志布志市都市計画審議会
会長 河 本 正 男



志布志市都市計画マスタープランについて（答申）

平成 30 年 2 月 13 日付け志建第 838 号で、志布志市都市計画マスタープランの策定については、付議のとおり適当と認めます。

用語解説

<あ行>

NPO	Non-Profit Organization（非営利組織）の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う民間の組織、団体。
エコツーリズム	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた。
おじゃったもんせ クリーン大作戦	「お釈迦まつり」「志布志みなとまつり」「大隅の國やっちく松山藩 秋の陣まつり」などの大きな祭りの前に各自治会で「歓迎の気持ちをこめて」行う清掃作業。

<か行>

簡易水道	水道法に規定された、計画給水人口が、101人以上5,000人以下に水を供給する水道。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。
グリーンツーリズム	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

<さ行>

循環型社会	大量生産・消費・破棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会。
--------------	---

<た行>

地区計画	比較的小さい地区を単位として、それぞれの特性に応じたきめ細やかなまちづくりを行うため、道路、公園などの配置や規模、建築物の建て方のルールなどについて、住民等の意見を反映して定めるもの。
地域森林計画対象 民有林	都道府県知事が定める「地域森林計画」の対象となる民有林のこと。地域森林計画は、森林法第5条の規定により、知事が全国森林計画に即してたてる10年間の計画で、民有林の森林整備及び保全の目標、伐採・造林等の計画量を定めるとともに、市町村森林整備計画の策定の指針、基準等を示すもの。
特定用途制限地域	用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域を除く)内において、良好な環境の形成や保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき建築物等の用途の概要を定める地域のこと。
都市計画区域	自然的・社会的条件や人口、土地利用、交通量等の現状と将来の見通しを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。
都市計画提案制度	地域の都市づくりに対する取組を都市計画行政に積極的に取り込んでいくため、住民又はまちづくり団体が都市計画の提案をできる制度。
土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図るため、地権者から土地を提供（減歩）してもらい、この土地を道路・公園などの公共用地に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業。
土地改良事業	農業の生産性向上や農業構造の改善を目的とした、農用地や農業用水路、農道などの農業生産基盤の整備を行うもので、区画整理事業、農地造成事業や用排水施設整備補修等事業のほか、農用地の改良又は保全のために必要な事業。

<は行>

ハザードマップ	火山噴火や洪水、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域および避難地・避難路等が記載されている地図。
PPP/PFI 制度	公民が連携して公共サービスの提供を行う PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）の代表的な手法が PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）。PFI は、公共施設等の建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的かつ効果的な公共サービスを提供すること。
風致地区	良好な自然的景観を形成している土地についてその風致を維持し、都市環境を保全するため定める地区。
ふるさとづくり委員会	住民自らが地域の課題や特性を話し合い、住み良い地域づくりに向けての活動を行いながら、将来の地域ビジョンを描き、それを施策に反映させていくため、小学校区を単位とした市内 20 地区に設立されたもの。各委員会が策定した「地域活性化プラン」に基づき、活発な活動が行われている。
保安林	風水害、土砂の流出・崩壊等の防備を目的とし、森林の中でも特に重要な役割を果たしているところについて、農林水産大臣または都道府県知事が「保安林」に指定するもの。

<ま行>

マイロードクリーン大作戦	道路などのある区間を決めて、ボランティアでその区間の空き缶拾いなどを行うこと。
モーダルシフト	トラックによる幹線貨物輸送を、「地球に優しく、大量輸送が可能な海運または鉄道に転換」すること。

<や行>

U I J ターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。U ターンは出身地に戻る形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。
用途地域	都市機能の維持増進、居住環境の保護、商工業の利便性の促進をはかり、また多岐にわたる用途の建築物の混在を防いで地域の性格に応じた良好な都市環境を形成することを目的とし、地域区分ごとに建築物の用途、形態、建ぺい率、容積率、高さなどに制限を加えるもの。

<ら行>

立地適正化計画	人口の急激な減少と高齢化を背景として、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを促進するため、都市再生特別措置法の改正により創設された立地適正化計画制度に基づく計画。
6 次産業	農業者などが、加工や販売に取り組むことで、新たな付加価値を取り込んでいく取組のこと

志布志市都市計画マスタープラン

平成 30 年 3 月

発行・編集

志布志市 建設課 都市政策推進室

〒899-7492 鹿児島県志布志市有明町野井倉 1756 番地

T E L : 099-474-1111 F A X : 099-474-2281
